

R 8 . 5 *各自主防災会において各家庭に周知すること。 北川自主防災連絡協議会

市による指定避難所の開設	高齢者等避難 3	警戒レベル3、4、5
	避難指示 4	(河川氾濫・大雨・土砂災害)
	緊急安全確保 5	警戒レベル4、5 (地震)
場所 (市が指定する場所) 小北中学校・北川公民館・北川小学校・新吉中学校・吉田文化会館 古代の丘等のうち1カ所ないし数カ所		

自主避難所の開設	高齢者等避難 3	警戒レベル3、4
	避難指示 4	(河川氾濫・大雨・土砂災害)
	各自主防災会長が判断した場合	警戒レベル3、4 (地震)
場所 1 親戚・知人宅へ 2 各地区で指定している場所へ 3 公民館、小北中学校へ *警戒レベル3ないし4が出た場合、公民館を自主避難場所として各自主防災会を代表して連絡協議会が開けて貰うよう公民館長にお願いをしているので各自主防災会で判断して自主避難を促がしてほしい。連絡協議会から各自主防災会へ避難場所設置の連絡はしない。 また、この場合、開設から避難者が来るまでの間、連絡協議会の役員が滞在することとする。場合により各地区の自主防災会の会長にお願いする場合もある。 なお、公民館が狭いようなら中学校も開けて貰うように考える。 この場合市の危機管理部へ連絡して中学校を開けて貰うようにする *レベル3・4以外でも各地区の自主防災会長が判断した場合各地区の自主防災会長から連絡協議会会長へ連絡し公民館を避難所として開設してもらうよう依頼する。		